

令和3年1月15日

保護者様

京都市立北総合支援学校  
校長 伊丹由紀

## 緊急事態宣言再発令を受けて

日ごろより本校教育にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新聞等報道にもありますように、京都府に『緊急事態宣言』が再発令されました。期間は1月14日から2月7日です。それを受け、京都市新型コロナウイルス感染症対策本部長（京都市長）より市民に向けて、別紙の通り、注意喚起がなされていますのでご確認ください。

本校におきましては、文部科学省および京都市教育委員会の指示を受け、改めて感染防止の徹底に努めながら教育活動を継続いたします。また、下記に示す通り、学習や部活動において、感染リスクの高い活動は避け、できるだけ接触者の限定を図りつつ教育活動を進めてまいります。

なお、日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等があるため出席を控える児童生徒、また、登校への不安等各ご家庭の意向により欠席する児童生徒等につきましては、これまで同様に、欠席ではなく「出席停止・忌引き等」といたします。その場合、濃厚接触者指定により自宅待機となった児童生徒も含め、タブレット端末をはじめＩＣＴを活用した学習活動・支援についても検討・実施していくきますので各学年にご相談ください。

### <主な変更点について>

- ・学部をこえた学習や生徒会のあいさつ運動等の中止
- ・校外での活動を中止し、学校施設内、分教室内、楽只館内の学習を行う
- ・試食を伴う調理実習の中止
- ・高等部の茶道学習の中止

具体的には、各学部学年より、週予定表によりお伝えいたします。また、公共交通機関を利用して登下校を行う自主通学生につきましては、登校時の時差登校も可能です。ご家庭におかれましては、引き続き、子どもたち、ご家族の健康管理と感染防止に徹底して取り組んでいただき、子どもたちが安心・安全に学習を継続することができますようご協力をお願いいたします。